

予算委員会第四分科会

平成 23 年 2 月 25 日(金曜日)

1. 獣医学部の定員増
2. 医師臨床研修制度
3. 愛媛国体施設整備

○白石分科員 愛媛県の白石洋一です。

まずは、高木大臣、鈴木副大臣、政務三役、そしてその方々を支える方々の御精励に敬意を表したいと思います。

本日、私、幾つかあるんですけども、まず、他省庁にかかわること、獣医学部の件です。獣医学部、この定員をふやすべきじゃないかという観点から御質問したいと思います。

獣医学部の定員は、これは文科省の告示によって決まっているんですけども、三十六年前、一九七五年から九百三十人で一定であります。その間どういうことになっているのか。社会状況は大きく変わっております、三十六年たっているわけですから。その中で、大体、獣医学部を卒業して獣医師になれる、三つの分野が大きくあります。一つは小動物、ペットですね、それが一つ。もう一つは産業動物。酪農、畜産、養鶏、こういった事業を営む、そこに雇用される、これが二つ目。そして三つ目は公務員。特に検疫あるいは殺処分、屠殺、この辺は厚労関係になるんですけども、主として農水さんが所管しているところでございます。

一九七五年に九百三十人になってから、その直後と言ってもいいでしょう、八二年には二万六千人の獣医師、それが二〇〇八年、三万五千人に一応ふえております。しかし、そのうち、一番最初に申し上げました小動物の獣医師さんは四千人から一万三千人と三倍超に伸びているのに対して、産業動物は五千四百人から四千五百人に減少、公務員獣医師は一万人から九千百人に減少ということになっております。

そもそも獣医師さんの役割は大きくて、家畜の健康を守ることのほかにも、獣医師さんじゃないとできないこと、ウイルスの病理検査とか殺処分の注射、ワクチン注射、そして食肉加工場での衛生検査、こういった措置は獣医師でなければならないということでもあります。

最近、とみに出てきたのは、BSEであるとか口蹄疫、そして鳥インフルエンザ対策、この重要性が非常に大きくなってきております。さらに、これから食肉を、おいしい肉を輸出しようということになると、検疫の役割というのが大きくなるわけでありましてね。ですから、いずれにせよ、産業動物医師そして公務

員獣医師というのは、もっと充実させていかなければならないというところだと思います。

それに対して、今どういう状況になっているのか。獣医師さんを必要としているところ、まずは公務員獣医師、都道府県でございすが、先月発表の毎日新聞の調査によりますと、都道府県で定数枠や必要枠を設定している三十四道府県のうち、二十一道県が定員割れをしているということであります。三分の二ですね。都道府県の獣医師の確保に困難を訴える自治体というのが二十二道県あって、約半分です。そして、獣医師業務、必要とされる獣医師のニーズがふえたとする自治体が九割を超えているということでございます。

そして、これまでの経緯なんですけれども、文科省さんが獣医師学部の定数を所管しているんですけれども、一方、やはり農林水産省そして厚労省、特に農林水産省の意見を聞きながらそれは定数を決めていくよというスタンスかと思えます。

それで、農水省さんが、その枠組みについて基本方針を平成二十二年八月に出してございまして、これによりますと、産業動物医師は将来大幅に減少する、そして公務員医師についても確保が困難になる懸念が示されている、こうはっきり書かれているわけであります。

しかし、その対策というのは、これはいわゆるやりくりすると。つまり、小動物のところに行く人たを産業動物、公務員分野で誘引を図ると。どのようにという、それは、就職情報の一元化とか、あるいは休職・離職中の獣医師の再就職を支援する措置を拡充する、こういったところでとどまっております。しかし、私の問題意識というのは、それで本当に大丈夫ですかということであります。もうそういうやりくり、あるいは公務員分野の誘引、職業あっせんとか、あるいは給与、待遇を充実させるということも、もちろんこれも大切なんですけれども、限界が来ているんじゃないかなということでございます。

このことについては、私、地元愛媛・今治で、毎年、年二回、構造特区で申請しているということをきっかけにこの事実を知ったんですけれども、やはり、そのことはおいておいても、これは全国的な問題ではないかなというふうに思います。

愛媛県知事も陳情に上がっております。鈴木副大臣にもお願いを申し上げました。その後、文科省さんの対応、好意的に受け取ってくださったという印象なんですけれども、どうなっているのか、ちょっとフォローアップの質問をさせていただきたいと思えます。

○鈴木(寛)副大臣 御指摘をいただきましたように、昨今、口蹄疫や鳥インフルエンザの問題がございまして、産業動物獣医師や公務員獣医師の役割は重要になっておりますし、その確保について懸念があるというのは私どもも承知をいたしております。

現在、協力者会議を設置して議論を重ねているところでございます。十回会議をいたしまして、まず、その偏在を修正するという観点から、モデル・コア・カリキュラムの策定や、教育内容、方法の改善や分野別の第三者評価の導入、それから共同教育課程の導入、大学間連携を図ることによって教育研究体制の充実を行おうといった点については、議論が進んできております。

加えまして、昨年六月にまとめました新成長戦略の中で、ライフイノベーションへの対応など、今後の獣医学教育のあり方について検討を新成長戦略によってすべし、こういうことになっているところでございまして、そのことに沿って、今まさに検討を行っている、こういうことでございます。

こうした検討の途上の中にあっても、口蹄疫の問題や鳥インフルエンザの問題が昨今頻発をいたしております。こうした事態も踏まえて、まずは協力者会議での御検討ということでございますけれども、それを注視しつつ、きょうの御議論も踏まえて対応をしまいたいというふうに考えております。

○白石分科員 ありがとうございます。

従来どおりの対応というふうに私はとらえました。つまり、偏在をなくす、やりくりする、そして、教育の中で公務員、産業動物、この辺に重心を置いていく、もっと重きを置くということだと思んですけども、やはり文科省さんとして動きづらい部分がある。つまり、実際にそれらの人が働いているところの所管が農水さん、厚労省ということもあると思います。農水さんの方は、これは伝え聞くところによりますと、今、農水省の獣医事審議会計画部会というのが立ち上がって、そして二〇二〇年度を目標年度とする新たな方針の策定を進めているということでございます。

そこで、医師も不足して、その実態調査のために、医師のヒアリングだけでなく、医師を必要としているところに調査をしました。それは、必要医師数実態調査というのを都道府県にやって、その積み上げを出した。それと同じようなことを、私、獣医師についてもやるべきじゃないかなというふうに思うんですね。

これは厚労省さんも関係ありますけれども、やはり一番多くかわりがあるのは農水省さんだと思います。その農水省さんでそういう審議会がある、それで文科省さんにもデータを出さないといけない。そのデータの重要な柱として、やりくりじゃなくて現場の悲鳴。もう相当、新聞記事、雑誌で獣医師が足りないという声が伝えられております。

ところが、私、何度も農水省さんにヒアリングさせてもらいましたが、いやいや、改善している、そうでもないというようなところで、非常に国民の意識、現場の意識と農水省さんの認識とギャップを感じるものですから、これはぜひ、我々民主党政権、国民の声を聞くということですから、必要獣医師数実態調査を都道府県、これは畜産とかだけにかかわらず、公衆衛生、動物園、こういった所管外

のところも含めて、加えて、酪畜事業者の供給側ではなく需要側、このあたりに行うべきだと思うんですけども、農水省さんの御意見、お願いします。

○筒井副大臣 昨年八月、獣医療の提供体制の整備を図るための基本方針というのを策定して公表しておりますが、それは御存じかと思えます。その基本方針に基づいて各都道府県計画をつくるということで、その過程に今入っているところですが、都道府県において都道府県計画をつくる際に、今先生が言われましたような実態調査を、それぞれこういうことでやれということを指導しておりまして、実態調査をやった上での都道府県の基本計画を上げてもらって、それを全体として農水省でまとめていく、これを今は図っているところでございます。

そして、農水省自身も、今先生が言われました実態調査に関しては、一つはアンケート調査、これもホームページで公表しておりますが、やっております。それから、共済関係の獣医師あるいは開業の獣医師、それらのことについて、直接面会をして状況を聞く、こういう調査もやっております、これもホームページで紹介しております。

これらを調査することが必要なことはまさに先生がおっしゃるとおりですし、さらには、この前の口蹄疫の問題やら現在もあります鳥インフルの中で、産業動物獣医師の不足が痛感をしたところでございます。各県ごとにばらつきが非常に大きいですし、ああいうふうには、例えばこの前の口蹄疫のように、一定の地域に集中している場合には、全国の獣医師さんを動員して何とか賄うことができたわけですが、鳥インフルはもっと範囲が広がっているのと、あるいは全国的な範囲に広がっていくと、もうそういう動員を、全国の獣医師を動員するということもなかなか難しくなってくる、こういう状況であることは確かでございますので、獣医師の体制整備、これが本当に緊急の課題だというふうには認識しております。

先ほど先生が言われたような農水省の答え、どこでそういうふうにしたかわかりませんが、そのために全力を挙げていかなければいけないというふうな認識はございまして、現在行っております家畜伝染予防法の改正、ここでも、各都道府県における獣医師の整備充実、これを法律の中で規定する、こういう方向で今作成中でございます。

○白石分科員 ありがとうございます。

その実態調査の中で、ぜひ需要側、獣医師さんの話を聞くのも大事です。待遇がどうか、教育はちゃんとされているか、そういうことも大事ですけども、やはり必要とされている側の声を聞いていただきたいなということでもあります。

そしてもう一つ、二つ目は、その結論を、見えたところから、ぜひ文科省さんに、足りないから定数を

ふやしてほしい、こういう声をちゃんと伝えていただきたいということですね。整備も大事です。質と量、質も上げることも大事です。一方、質だけでは限界が来ているという私の認識です。その場合は量の引き上げ、これをぜひお願いしたいと思っております。

獣医師については以上でございます。ありがとうございます。

そして次に、ちょっと他省庁と関連があるものを先にさせていただきます。もう一つは、医師の養成でございます。

医師の養成は、二つあるんですけども、聞くとこれは厚労省さんだということでございますので、これを一つ、先に質問させていただきます。

それは、医師臨床研修制度についてであります。臨床研修制度の見直しを麻生政権時代にやったものがあります。これは平成二十一年四月に見直しされて、その中で、臨床研修病院指定基準の強化というものであります。これは、小泉改革のときに、医師の卵が自由に研修できる場所を選ぶようになった、それで分散してしまった、それではまずかろうということで集約化を図ろうとして、省令、つまり年間入院患者三千人以上なければ指定病院にならない、なれないという決まりをつくったんですね。

それで、今どうなっているかという、激変緩和措置によって、何とか地方でも研修医が来る状態にはなっているんだけど、平成二十四年三月末以降は激変緩和措置の期限が切れて、研修医の募集ができないところが地方に多発いたします。

私の問題意識は、やはり地域医療が崩壊していると断言してもいい中で、研修医が残ってくれるかどうか分かりません。でも、来てくれるだけで戦力になる、そして、その地域が気に入ったらとどまってくれるという大切な、貴重な資源であります。その人たちをまず足切りで来ないようにするということは、ぜひこれは見直していただきたいと思えます。

この点について、厚労省さん、お願いします。

○唐澤政府参考人 お答え申し上げます。

今、先生から御指摘がございましたように、平成十六年度に現在の臨床研修制度を導入したわけでございますけれども、この結果、研修病院が増加をいたしまして、指導体制や研修内容等に差が生じているというような問題点がございまして、基幹型臨床研修病院というものを新たに位置づけて、研修の質を確保しようということで始めたわけでございます。

ただし、今、先生からも御指摘ございましたように、小さな病院は新しい基準では臨床研修生を受け入れられない、こういう御指摘がございまして、現在のところ、激変緩和措置といたしまして、新しい基準を満たすまでの間として、二十四年度までに限り、現行の基準を満たしていれば指定の取り消しを行わないとしているところでございます。

問題はその後でございますけれども、今後は、臨床研修の実施状況あるいは地域医療への影響、こういうようなものに関しまして実態把握をした上で、臨床研修病院の指定基準など、制度全般の見直しに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、現在、厚生労働科学研究、これを活用いたしまして、小規模の臨床研修病院の実地調査を行うなどの実態把握に努めております。既に実施をしておりますので、こういう結果を踏まえて、必要な検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石分科員 準備を進めていらっしゃる、その延長に向けて科学研究の枠で実地調査をやって、また、指定できる病院について検討するということだと思うんです。

そこで、お願いしたいのは、都会はいいんですよ、特に偏在しているわけですから、さっきの獣医師もそうでしたけれども。やはり地方の研修指定病院、これを生き残るようにしていただきたい。科学研究というふうになると、どうしても何か症例が多そうなところが残りそうな雰囲気も帯びてきているんですけども、そうではなくて、地域医療を救うという観点から指定病院の継続をお願いしたい。

愛媛でも今、このままだったら九病院が取り消しをされてしまうということでもあります。地元の、いわば中堅の、御老人がたくさん来るところであります。そこで科学研究というような枠組みでやると、どうもちょっとわからない。ぜひ地域医療を救うという形でやっていただきたい。さらに、これは来年の三月末に決めなければなりません。ぜひ急いでやっていただきたいと思います。

では、その辺について。

○唐澤政府参考人 大変重要な御指摘であると考えております。

私どもの研究でやっておりますのは、枠組みを、この研究を活用しているということでございまして、確かに、研究では高度な医療ということを対象にすることが多いのでございますけれども、この研究では、実際に研修医を受け入れております小規模な病院、大きな病院ではなくて小規模な病院というものを主に七カ所ほど実際に訪問をいたしまして、研修記録の確認でございますとか、実際に研修をし

ている医師に対してインタビューを行う、そのような調査をしております。

したがって、学術的な研究というよりは、実際に小規模な病院での研修の実態というものがどうなっているのか、あるいは地域への影響というのはどうか、こういうことに主眼を置きまして調査をしているという現状でございます。

先生の御意見を踏まえて、今後、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○白石分科員 ありがとうございます。

ちょっと時間もありまして、医師の教育、もう一つあるんですけども、後回しにしまして、別のテーマに移りたいと思います。

国体についてであります。

国体の運営について、二点ございまして、一つの問題意識は、これからは成熟社会であります。それほど大きな経済成長を望めない、そんな中で、やはりそういう時代に合った開催の仕方をすべきじゃないかということでありまして、そうすると、設備も、今まで全部フル装備をしていた、しかも非常に高い水準の設備を整えていたんですけども、そこは柔軟に対応すべきじゃないかという問題意識であります。

具体的に申した方がいいと思います。今から六年後に愛媛県で国体が開催される予定であります。開催させていただくことは非常にありがたいことでございます。

しかし、頭が痛いのは、まずはハード面の整備であります。その前年までにリハーサル大会というのが予定されますから、それまでに設備を整えないといけないということで、中でも、プールであります、プールが水深が浅いんですね。これを、今までの基準でいうと浅いということで、合わないということになってしまう。日本水泳連盟の基準でいうと、国際プール基準というのは水深が二メートル以上ないといけない。

ところが、今、松山市にあるプールの水深というのは一・四メートル、浅いわけですね。しかしながら、国内基準と言われるその公認の基準は満たしていて、水質一・三五メートル以上はあるということでありまして。

しかしながら、今までの国体というのは、慣例として、ずっと国際基準、二メートル以上を満たすプー

ルでやってきた。幾ら共催といっても、水泳競技はメインでありますから、やはり開催県でやるわけであり、しかしながら、これを水深を掘って改修することになったらまたお金がかかる、十億円はかかるだろうと言われているわけであります。

そこで、ここは所管されている文科政務三役からのはっきりとしたお墨つきをいただきたいんですけれども、国民体育大会の基準要項には、これは細則にあつて、施設基準は中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるという条項があり、かつ、その公式な基準というのが公認のプールでいいということになっております。

愛媛県としては、もちろんまだ少し時間がありますから、改修、あるいはほかの地につくる、これはなかなか難しいですけれども、それも含めて、あるいはこのままでやるという選択肢も欲しいわけでありませう。

この点について、選択肢があるということを公言していただきたく、答弁よろしく願いいたします。

○高木国務大臣 白石委員の御指摘の愛媛国体、前回、昭和二十八年に第一回がありまして、平成二十九年、二巡目の国体開催予定と聞いております。

国体の施設の整備については、これは開催地の公共団体が判断することでありませうけれども、文部科学省といたしましては、国体の開催後の施設の使用見込みなども踏まえた上で、より負担の少ない方法で対応していただきたい、このように考えております。

国体で使用する施設の基準については、日本体育協会が定める基準と言われておりまして、あるいは既存組織を活用すること、また開催県にそういう施設がない場合には他県で競技を実施することなどの弾力的な対応が可能となっております。この点を踏まえて、中央の競技団体と調整を行つて、柔軟な判断をいただきたいと私は思っております。

例えば、御承知と思ひますけれども、近年では、平成二十年、大分県がボートを熊本県で行つたとか、クレー射撃を同じく熊本県で行つておりますし、平成二十三年度、これはことしですけれども、山口県においては水泳競技は広島県で行う、ライフル射撃は広島県で、そういうこともありますので、どうぞ、ひとつ無理をせず、負担のかからないように、そういう中で弾力的な運用をしていただきたい、このように私たちも考えております。

○白石分科員 ありがとうございます。

確認ですけれども、共催とか、ほかの県にある施設を使うと同時に、メイン競技だから開催県でやる、

その場合でも、やはり慣例にとらわれず一応の基準をクリアしていたらその施設を使ってください、こういう理解でございます。それでよろしゅうございますね。

○城井主査 時間が来たようですから、短く。

○白石分科員 時間ですか。わかりました。

それでは、さらに施設については、一括交付金というのがありますけれども、また別途、ここについては都市公園事業で特段の配慮をお願いいたしたいと思います。

これにて私の質問を終わります。ありがとうございました。